

宇多法皇の「改葬」と金沢大学角間遺跡

笠井 純一

金沢大学人間社会研究域

はじめに

筆者はかつて、金沢大学角間キャンパス内で発見された墓坑状遺構（以下本稿では「角間遺跡」と称する）¹⁾の検討に参加するなかで、文献史料から知られる古代日本の改葬について素描を試みたことがある²⁾。しかし、忽卒の間に纏めた前稿には不備が多く、読み返してみると忸怩たる思いを禁じえない。本稿は不十分ながら、その一部を補綴するものである補注1)。

まず前稿の概要を記せば、次の通りである。

大化2年(646)の薄葬令以後、大規模な葬送儀礼は影をひそめたが、遺骸を一旦安置した後には本墓に移す風習(改葬)は根強く残った。死者は「御魂殿」「玉屋」などと呼ばれる小屋に安置されるが、時日を経たのち拾骨され、「骨壺」に納められて改葬地に運ばれた。拾骨のため火が用いられることもあった。かかる儀礼が存続した背景には火葬を忌避する観念があり、「再生を願う期間」を持たなければ「死の確認」が困難であったのだろう。しかし12世紀に入ると、それまでと異なる「改葬」が登場する。それは遺骸を直ちに茶毘に付して遺骨を仮墓所に埋め、後に掘り起こして本墓に埋納する儀式である補注2)。火葬の普及とともに、遺骸を一旦「玉屋」に斂める風習は廃れていった。さらに注目すべきは、12世紀的な改葬行為は天皇の場合に限り、すでに11世紀から行われていたことである補注3)。ここに葬法の階層による落差と、その上からの変容という図式が窺えよう³⁾。

1. 宇多法皇の「改葬」記事

前稿には改訂を要する箇所が多いが、少なくとも10世紀の改葬に係る下記引用部分については、角間遺跡の性格を究める上でも、史料を補填し、記述を正さねばならない。

前稿では、9世紀における改葬の実態を窺わせる数少ない事例として、源信の柩を「小屋」に納めた記事⁴⁾について述べたのち、10世紀に入ると『貞信公記抄』に「改葬所」の記事が

見えるが、その実際は不明である。しかし、10世紀末以降になると、公家の日記等に改葬関連の記事が頻出するようになる。と記した⁵⁾。しかし、同時代における宇多法皇の改葬には全く触れることなく、また添付した史料集にも、下記の史料を採録できなかった。

まず、『大日本古記録』所収の『貞信公記抄』承平元年(931)7月19日条⁶⁾には、

戊一剋許法皇崩於仁和寺、此夜奉遷大内山直置、

と記されている(下線筆者。以下同じ)。文末「直置」の意は甚だとりにくいが、『大日本史料』第一編之六に掲げる同史料⁷⁾は、これを「玉置」に作り、頭注も「玉置」と明記していて注目される。さらに法皇の葬送について、前田家本『西宮記』が引く『吏部王記』承平元年7月20日条の逸文⁸⁾には、

廿日、云々、亥時奉移法皇於大内山魂殿、式部卿親王・京極御息所優童親王喪服、自余依遺詔悉停止、御棺先年所造構、竹爲臺、鈍色絹覆之、以爲小屋形、大輿上繞構木、垂絹帷葬之、唯以盆燒香、不造香輿、無歩障・行障、御輿長大夫十二人、以殿上人六位卅六人駕輿也、大夫等秉燈云々、

と記されている。「魂殿」は11世紀の史料では「玉屋」とも記され、前稿にも記した通り遺骸を一時的に安置する施設であった。すなわち『貞信公記抄』の「玉」は、「魂殿」のことと断すべきであろう。また、「魂殿」に納める「御棺」の構造なども興味深い。

法皇は崩後この「魂殿」に遷され、さらにその年9月同所で荼毘に付された。このことについて『日本紀略』⁹⁾は、

九月五日己丑。夜。奉改葬太上天皇於大内山陵。

と記し、『貞信公記抄』¹⁰⁾は、

六日、庚寅、始從寅剋、法皇火葬、

と記している。ところが、これらの史料を蒐めた『大日本史料』¹¹⁾は前者の「改」字に(マヽ)と注していて、網文の「山城葛野郡大内山ニ火葬シ奉ル」を参照すれば、「改」は「火」の誤記と示唆するかのようである。しかしこれは無用の注記であり、5日深更または翌未明、法皇の「魂殿」に火が放たれたことを、『日本紀略』は「改葬」と表現したのであろう。田中久夫氏が改葬について、「玉殿に安置されていた御棺を火葬に付し、その火葬骨をなんらかの処理すること」¹²⁾と定義されたことは、少なくともその前段については正鵠を射ているように思われる。但し法皇の遺骨は拾われることなく、元明太上天皇の故事¹³⁾の如く、そのまま土で覆われたらしい。『扶桑略記』に「依遺詔、不造山陵」

とあること¹⁴⁾ や、後世、宇多陵の所在が不明となったことなどから、かく推測されるのである。「改葬」と称していても10世紀には、拾骨が行われないことがあった。要するに往時の「改葬」とは、文字通り「葬を改める」行為を意味していて、火葬に付した遺骨に何らかの処置を施すことではなかったのである。

2. 宇多陵の形状と角間遺跡

『大日本史料』第一編之六¹⁵⁾ には、宇多法皇の火葬に関わる史料が蒐集されているが、[参考]として掲げられたその「山陵」関係記事中には、後世の成立ながら注目すべき史料が含まれている。長文にわたるが以下に引用しよう。

『山陵志』¹⁶⁾ 二

宇多陵 在宇多之大内山、(中略)帝王系圖云、在仁和寺西、據古圖、即仁和寺西北丘頂、果有宇多陵、今呼爲丸山、因形而命之、此也、御室相承記、寛平法皇陵在神倉上、今丸山而東北谿間、有方地、圍之以小溝、其廣長東西四步南北七步、此蓋神倉趾、亦可以備一證矣、

『歴代廟陵考補遺』¹⁷⁾

宇多天皇陵 今案るに、此陵葛野郡仁和寺の北の山おく、字を丸山とよふ山の東麓、宇多野とよふ谷の山岨の小徑の東傍にあり、南北六間ばかり、東西四間ばかりなる塚なり、塚の四周に幅五尺ばかりなるから堀あり、(仁和寺の寺説に、此河は御茶毘所の跡にて、御骨を藏め奉りたる河は、いつれとも知れずといへり、今考るに、依遺詔、不造山陵と見え、また古書ともに、御骨の沙汰を記さるれば、山稜は造らずして、火葬し奉りたる其まゝ、其河に埋みて、御骨を藏むる事は、爲給はさりしものなるへし、されは此御茶毘所即ち眞陵にして、不造山陵と見えたる詔にもよく合へり、)

『山陵考』¹⁸⁾ 三

大内山陵 宇多院天皇の御陵なり、山城國葛野郡仁和寺の後山、大内山の内、丸山の東下、宇多野とよへる山間にあり、字を宇多冢とよふ、西東四丈、北南五丈許あり、丘陵の形なく、平坦なる山地の四周に、堀廻らしたる隍の跡あり、

『諸陵要記』¹⁹⁾ 十

宇多院天皇大内山陵 按、今山城國葛野郡花園村大字宇多野にあり、是は仁和寺の後山、大内山の字丸山の東下、字を宇多冢といふ、丘陵の形なく、四周に堀廻らし

たる小隍の跡のこれり、貞信公記、延長九年十一月廿七日條に、行山陵隍事々状、仰左金吾了と見えたるは、此小隍の跡は御陵の一證とすへし、日本紀略に、奉火葬太上天皇於大内山陵と見えたる、御火葬の御跡なるを、御拾骨の事諸書に見えさるは、彼元明天皇の御葬の如く、御骨を拾奉らす、そのまゝ土を覆ひ、藏奉り給へりしは論を俟たす、

特に留意すべきは、平坦な「方地」と、「小溝」「から堀」「隍」「小隍」などと記される周溝の存在である。この「方地」が荼毘所に相違なければ、ここに「魂殿」が設けられ、その四囲を「溝」が取り巻いていたことは疑う余地もない。

一方、角間遺跡も「方形周溝状」の形状を保っており、文献史料から知られる宇多法皇の「魂殿」と類似した平面構成を持っている。ただ『歴代廟陵考補遺』によれば、「から堀」は「幅五尺」の規模を持ち、角間遺跡の「周溝」とは逕庭がある。しかしこれは法皇ゆえのことと考えられよう。前稿で筆者は角間遺跡を墓所と推定したが、その根拠は遺跡東北隅の「上物」を焼いたと思われる痕跡であった。「周溝」の存在は、この推定を一層裏付けるものとなるであろう。

3. むすびにかえて

まず、10世紀の改葬に係る前稿の記述を、以下のように改めたい。

10世紀前半に崩じた宇多法皇の遺骸は「魂殿」に遷された後、1箇月半を経て火葬され、そのまま土で覆われた。『日本紀略』はこの行為を「改葬」と記しているので、一旦土葬された遺骸の様態を改めることを、当時かく称したのであろう。さらに10世紀末以降になると、公家の日記等に改葬関連の記事が頻出するようになる。

次に、前稿の表1「奈良・平安時代の貴族の葬法とその変遷」²⁰⁾の一部(下記A)は、Bのように改める必要がある。

注

1) 「金沢大学角間遺跡 第2調整池南地点」『金沢大学文化財学研究』2、金沢大学埋蔵文化財調査センター、2000年、61-92頁。

2) 拙稿「改葬序説—文献史料を通して見た奈良・平安時代葬法の一斑—」『金沢大学文化財学研究』3・4、金沢大学埋蔵文化財調査センター、2001・2002年、109-127頁。
以下、本稿では前稿と称する。

3) 拙稿「金沢大学角間遺跡(第2調整池南地点)と平安時代の葬法」〔平成14年度石川

県大学図書館協議会定例会講演要旨『こだま』147、金沢大学附属図書館、2002年、8-10頁の一部を転載した。

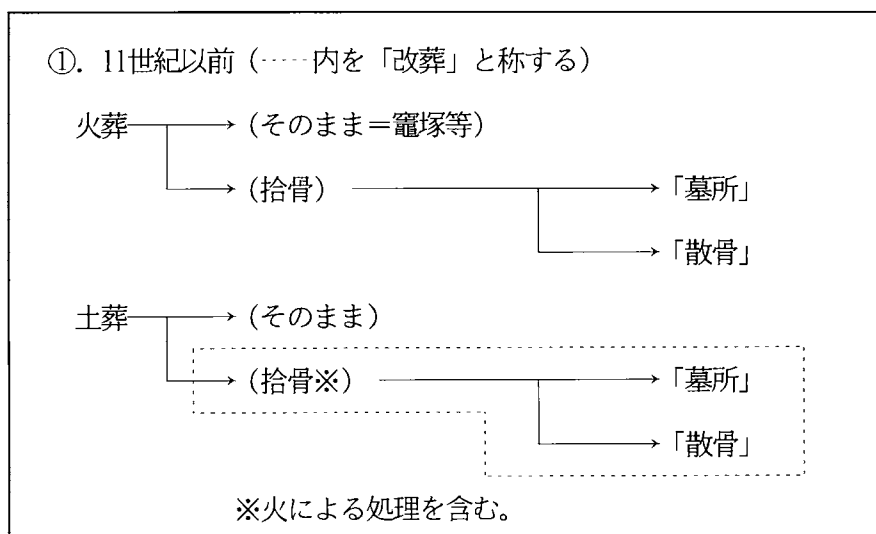
- 4) 『三代実録』貞観10年(868) 閏12月28日丁巳条。
- 5) 前稿 110頁。
- 6) 『大日本古記録』所収『貞信公記抄』承平元年7月19日条。但し『大日本古記録』は「戊」字に〔戊〕と注する。
- 7) 『大日本史料』第一編之六、493頁。
- 8) 米田雄介・吉岡眞之校訂『吏部王記』〔史料纂集〕51-52頁。
- 9) 『日本紀略』承平元年9月5日条。但し新訂増補國史大系『日本紀略』の頭注には「【改葬當据略記大鏡裡書作火葬】とある。「【】」は、山崎知雄校訂本の頭注を示す。
- 10) 『貞信公記抄』承平元年9月6日条。
- 11) 『大日本史料』第一編之六、564頁。『大日本史料』は、『日本紀略』山崎知雄校訂本の頭注に曳かれて、「マ、」と注したのではあるまいか(注9参照)。また同書は、前者の「太上天皇」を「太上法皇」につくる。
- 12) 田中久夫「平安時代の貴族の葬制—特に十一世紀を中心として—」上井久義編『葬送墓制研究集成』第5巻〔墓の歴史〕、名著出版、1979年、初出1967年。
- 13) 『続日本紀』養老5年(721) 10月丁亥条によれば、死を前にした元明太上天皇は詔して、大和国添上郡藏寶山雍良岑に竈を造って火葬し、「莫改他處」と命じたという。
- 14) 『扶桑略記』承平元年8月5日条。但しこの史料や『帝王編年紀』では、火葬の日付を8月5日としていて問題が残る。
- 15) 『大日本史料』第一編之六、564頁以下。
- 16) 蒲生君平著、文化5年(1808)刊。
- 17) 砂川政教著、安政4年(1857)成立。
- 18) 谷森善臣著、文久2年(1862)頃の成立。
- 19) 『國書總目録』によれば草稿が宮内庁書陵部に架蔵されるが、成立年代等は未詳である。
- 20) 前稿 113頁。

補注1) 前稿では、重要な先行研究に言及する事ができなかった。高橋重敏氏「定恵和尚の入滅と鎌足公改葬について」(『日本歴史』268、1970年)、角田文衛氏「古代日本における改葬」(『古代文化』31-7、1979年)の二論である。深くお詫びしたい。添付した史料集についても、両氏が指摘された「藤原鎌足」「藤原冬嗣・美都子」に係る改葬記事の他、史料No.40(源師子改葬)に係る『台記』『宇槐記抄』の記事など、補うべきものが少なくない。また、本文111頁12行目及び史料No.34の網文に記した「後一條天皇」は「三條天皇」の誤りである。前稿にはこのような不備が多々あり、本来なら改めて稿を起すべきであるが、とりあえず小文をもって責を塞ぎたい。

補注2) このような方式は、既に11世紀末頃には見出される（『水左記』永保元年(1081) 7月27日条）。これは承保4年(1077)2月に薨じた源師房の遺骨瓶を「雲林院御骨所」から「白河御堂」に改葬した記事である。前稿の「12世紀的な改葬」という表現は不適切であり、改めねばならない。

補注3) 8世紀中葉の天皇にもこれに似た事例がある。すなわち、天平20年(748)4月に崩じた元正太上天皇は佐保山陵に「火葬」されたが、天平勝寶2年(750)10月には奈保山陵に「改葬」されている（『続日本紀』）。この場合、火葬後ただちに拾骨が行われたとは考え難く（元明の場合と同様、火葬後の放置が当初の姿ではあるまいか）、「改葬」を前提として荼毘・拾骨する後世的儀礼とは異なるけれども、前稿のこの部分には加筆修正を施すべきであろう。

A



B

